

## 令和 4 年度決算に基づく財政健全化判断比率等の公表 について

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成 19 年 6 月に公布されました。これにより、平成 19 年度決算から財政健全化にかかる各指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・公営企業ごとの資金不足比率）の公表及び議会への報告、さらに監査委員による審査が義務付けられました。

また、平成 20 年度決算からは、4 つの指標のいずれか一つに抵触した場合、「早期健全化基準」を超える団体は早期健全化計画の策定と外部監査が義務付けられ、「財政再生基準」を超える団体では、財政破綻状態とみなされて財政再生計画を策定のうえ起債が制限されるなど、国の監視下のもと財政健全化を進めることとなります。同じように、資金不足比率についても、「経営健全化基準」を超えると当該公営企業の経営状況が悪化した要因の分析結果を踏まえて、経営健全化計画を策定しなければなりません。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の 2 段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により、地方公共団体の財政状況を明らかにするものとされています。

本町の令和 4 年度決算に基づく算定結果は以下のとおり、全ての比率で基準を下回り、町の財政が健全であるという結果になりました。

### 【健全化判断比率】

( ) 内は昨年度比率

区 分	西川町算定結果	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	— (—)	15.0%	20.0%
○連結実質赤字比率	— (—)	20.0%	30.0%
○実質公債費比率	12.0% (11.5%)	25.0%	35.0%
○将来負担比率	— (—)	350.0%	

\* 「—」は、当該比率が生じていないことを表します。

## ■ 実質赤字比率

普通会計（一般会計及びそれに準ずる会計）の実質収支額の赤字を標準財政規模（※）で除して求める比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 標準財政規模・・・税金、地方交付税、各種交付金（地方譲与税等）などの使途が特定されない収入の総額の標準的な規模を表します。<令和4年度標準財政規模＝ 3,444,491千円>

会計名称	実質収支額
一般会計	397,220千円

## ■ 連結実質赤字比率

全ての会計の実質収支額の赤字を標準財政規模で除して求める比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

会計名称	実質収支額	} 全会計黒字
一般会計	397,220千円	
国民健康保険事業会計	42,420千円	
後期高齢者医療事業会計	367千円	
介護保険事業会計	12,436千円	
会計名称	資金不足・剰余額	} 全会計剰余
水道事業会計	272,195千円	
病院事業会計	368,559千円	
公共下水道事業会計	3,416千円	
農業集落排水事業会計	254千円	
宅地造成事業会計	6,343千円	

## ■ 実質公債費比率

一般会計等が単年度に支払う地方債等の償還額を標準財政規模で除して求める比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

算定項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①公債費充当一般財源等	765,521千円	747,970千円	762,700千円
②水道・病院・簡易水道・公共下水道・農業集落排水事業繰出金のうち地方債の償還に充てた額	145,110千円	141,224千円	134,058千円
③西村山広域行政事務組合負担金のうち地方債の償還に充てた額	16,549千円	17,332千円	19,214千円
④債務負担行為の地方債に係る額 (利子補給等)	1千円	11,313千円	10,882千円
⑤一時借入金の利子	0千円	0千円	0千円
⑥基準財政需要額に算入された災害復旧費等の計<減算項目>	596,621千円	577,910千円	576,133千円
計【分子】①+②+③+④+⑤-⑥	330,560千円	339,929千円	350,721千円
⑦標準財政規模	3,304,460千円	3,456,114千円	3,444,491千円
⑧基準財政需要額に算入された災害復旧費等の計<減算項目>	596,621千円	577,910千円	576,133千円
計【分母】⑦-⑧	2,707,839千円	2,878,204千円	2,868,358千円
実質公債費比率(単年度)	12.208%	11.810%	12.227%

実質公債費比率(3ヵ年平均)

12.0%

\* この数値は、令和2年度から令和4年度までの当該比率の平均値となります。

## 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額（地方債、債務負担行為残高等）から充当可能基金や特定財源、地方交付税で後年度に負担される額を差引いたものを標準財政規模で除して求める比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額—(充当可能基金+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模—(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

算定項目	金額
① 地方債の現在高	5,332,101千円
② 債務負担行為支出予定額	7,506千円
③水道・病院・簡易水道・公共下水道・農業集落排水事業への地方債償還へ充てるための繰出見込額	1,040,099千円
④組合等負担等見込額 (西村山広域行政事務組合公債費充当負担金)	49,427千円
⑤退職手当負担見込額 (対象年度末で自己都合により特別職を含む全職員が退職すると仮定した場合の退職手当負担金のうち一般会計で負担する額)	770,308千円
⑥設立法人の負債額等負担見込額 (対象法人：なし)	0千円
⑦組合等連結実質赤字額負担見込額 (対象組合：西村山広域行政事務組合、山形県市町村職員退職手当組合、山形県消防補償等組合、山形県自治会会館管理組合、山形県後期高齢者医療広域連合)	0千円
⑧ ①～⑦計【将来負担額】	7,199,441千円
⑨地方債償還額等への充当可能基金 (対象基金：財政調整基金、減債基金、地域福祉基金、町有施設整備基金、丸山薫記念基金、ふるさとづくり基金、国民健康保険基金、介護給付費等準備基金、土地開発基金、育英奨学基金、用品調達基金、公務災害補償基金、肉用牛特別導入基金、新型コロナウイルス感染症対策基金)	3,567,030千円
⑩地方債償還額等への充当可能特定歳入 (対象特定歳入：町営住宅貸付料、特定公共賃貸住宅貸付料)	5,627千円
⑪普通交付税基準財政需要額算入見込額	4,440,260千円
⑫ ⑨～⑪計【充当可能財源】	8,012,917千円
計【分子】⑧－⑫	— 813,476千円
⑬標準財政規模	3,444,491千円
⑭基準財政需要額に算入された災害復旧費等の額	576,133千円
計【分母】⑬－⑭	2,868,358千円
将来負担比率	—

## 【資金不足比率】

公営企業ごとの資金不足額を事業規模で除して求める比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

区 分	資金不足比率	資金不足・剰余額	事業規模	経営健全化基準
○水道事業会計	—	272,195千円	116,764千円	20.0%
○病院事業会計	—	368,559千円	409,273千円	
○公共下水道事業会計	—	3,416千円	47,789千円	
○農業集落排水事業会計	—	254千円	5,173千円	
○宅地造成事業会計	—	6,343千円	0千円	

\* 「—」は、資金不足が生じていないことを表しています。

\* 簡易水道事業会計は平成29年度から水道事業会計に統合されました。